

教育目標 心ゆたかで かしくく たくましい子

- 思いやりのある子ども
- みずから考える子ども
- 命を大切にする子ども

努力点

誰とでも仲よく協力できるようにする。
(コミュニケーションカ)

いじめをしない、させない、見逃さない学校
～いじめの未然防止、早期発見、早期対応～

子どものアクション

○未然防止

- ・元気なあいさつと会釈、友だちは「～さん」、「～君」をつけて呼ぼう。
(「よい子のやくそく」より)
- ・「いじめゼロ宣言」、「中学校区スローガン」の確認をしよう(集会、給食時)
- ・6年代表児童による「いじめゼロ子どもサミット」への参加及び報告会の実施
- ・学級のめあてを決めて、楽しく心が豊かになるクラスにしよう。
(仲間づくりの観点から)(年度当初)
- ・「共遊」の実施。クラスみんなで仲良く遊ぼう。(水曜ロング昼休み)
- ・「縦割り班(チーム萱っ子)」で協力して活動しよう。(児童集会・昼休み)
- ・いじめ防止強調週間において、いじめ防止に関する決意や標語の記入、クラスでの目標を考え、いじめをなくそう。
- ・「マナーアップ(生活)目標」を意識して行動しよう。(各学級、朝の会)

○早期発見

- ・間違っている言動、いじめと思われることを注意し合おう。(相談する)
- ・困ったことや悩みができれば相談しよう。(自分のこと、友達のこと)

○早期対応

- ・正直に事実を話そう。

家庭と地域と連携したアクション

○未然防止

- ・あいさつを推進していただく。
- ・放課後や休日、長期休みにおいて様子を見守っていただく。
- ・良好な親子関係作りと子育ての当事者意識をもっていただく。
- ・子どもの生活習慣の確立と自立心の育成をしていただく。(基本的な生活習慣)
- ・萱橋小学校いじめ防止基本方針の取り組みを理解していただく。
(学校評議委員会や学級懇談会等、学校公開日)
- ・学校評価アンケートのいじめに関する項目にお答えいただく。〈結果の分析、対応〉
- ・育成会、自治会、敬老会等との連携を図り、学校行事等に参加していただき、地域の子どもの地域のみんなで見守っていただく。
- ・民生委員の方との懇談会を活用していただく。〈地域の子どもの様子の把握〉

○早期発見

- ・「いじめサイン発見シート」による子の状況の確認(話を聞く)
- ・学校への相談、情報提供をしていただく。
(いじめの疑いのある場合、教頭または担任に報告。)

○早期対応

- ・提供された事実を理解、確認する。
- ・学校との共通理解、今後の対応についての話し合い、また、その対応について子どものために取り組む。(必要に応じて、関係諸機関へ連絡)
- ・スクールカウンセラーによる対応を活用していただく。

教職員のアクション

○未然防止

- ・児童の心に響く授業づくり〈学業指導の充実〉に努め、帰属意識の高い学校、学級づくりをする。
- ・児童の日々の活動や取り組み、道徳の学習等を通して、人権意識を高める。
- ・「いじめを絶対に許さない」「いじめられている子を守り抜く」ことを学級(常時)や集会時に働きかける。
- ・全校集会(5月)時に学校長より「おやまっ子いじめゼロ宣言」を受けての話をし、いじめ防止への意識を高める。
- ・学級活動において、情報モラルについての指導をし、個人情報や安全なネットの使い方、ネットいじめなどについて指導する。また、懇談会などにおいて家庭へ情報モラルに対する啓発を促す。
- ・関係機関(教育委員会・児童相談所・青少年相談室・警察等)との連携
- ・保護者、地域への情報発信と啓発(学年だより・学級懇談会・ホームページ等)

○早期発見

- ・「ちょっと教えてねアンケート」による実態調査を月1回(第2水曜日)実施する。
- ・QU検査を教育相談週間の実施前(5月)に全学年実施。年度内に2回目(11月)を行い、結果分析とそれに基づいた具体的な支援をする。
- ・「教育相談週間」1、2学期は全員実施する。
- ・教育相談アンケートにより、個の把握に努める。
- ・保健室前に「パンダポスト(相談ポスト)」を設置し、常時、児童の悩みや相談を受け入れ、対応できる態勢をとる。
- ・児童へ声かけ(学級全員)をし、信頼関係の構築に努め、児童の人間関係を十分に把握する。
- ・職員会議後に児童の様子について全職員体制で情報交換をする。〈児童の些細な変化や人間関係等の把握に努める。小さなサインを見逃さない。〉
- ・校内研修の実施
- ・欠席時の保護者との密な連絡。家庭訪問(4月)、保護者個人面談(夏休み)による情報の収集。
- ・いじめ相談通報の窓口は教頭または担任とする。
- ・常にいじめは起こり得るものとして、心構えをする。

○早期対応

- ・「いじめ防止対策委員会」を開会〈早期対応が必要な場合、組織的に対応策の検討をする。〉(校長・教頭・教務・学指・児指・養教・特支・該当担任)
- ・教育委員会や外部関係機関との連携(児童相談所、警察署等)
- ・いじめ(疑いも含めて)発見後、速やかに組織的に対応し、1～3日以内に事実の確認といじめと認定した場合は両保護者に説明する。
- ・スクールカウンセラーによる対応
- ・詳しくは萱橋小学校いじめ防止基本方針に準じる。

○再発防止

- ・いじめ(疑いも含めて)問題解決後もいじめにあった児童、いじめた児童への継続指導、支援をする。
- ・未然防止アクションを継続する。